

令和 8 年度予算概算要求・非予算事業について



令和 7 年度食品アクセス全国キャラバン（第 1 回）

令和 7 年 9 月 25 日（木）、26 日（金）

農 林 水 産 省

○ 食品アクセス総合対策事業

令和8年度予算概算要求額 643百万円（前年度 124百万円）

＜対策のポイント＞

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

＜事業目標＞

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80% [令和12年度まで]）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

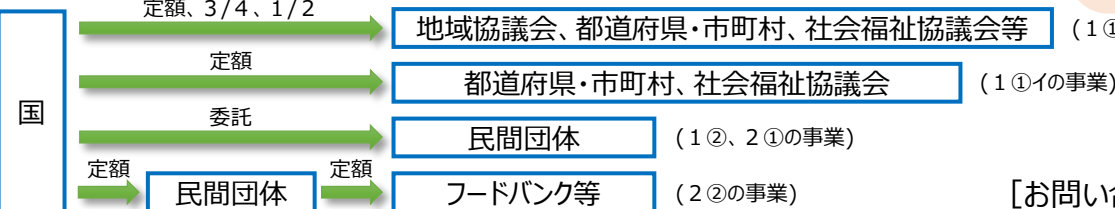
1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
〔協議会の設置、調整役（コーディネーター）の配置、現状・課題の調査、計画の策定〕
 - イ 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析
- ② 食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を伴走支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用、体制づくりの意義の普及啓発等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

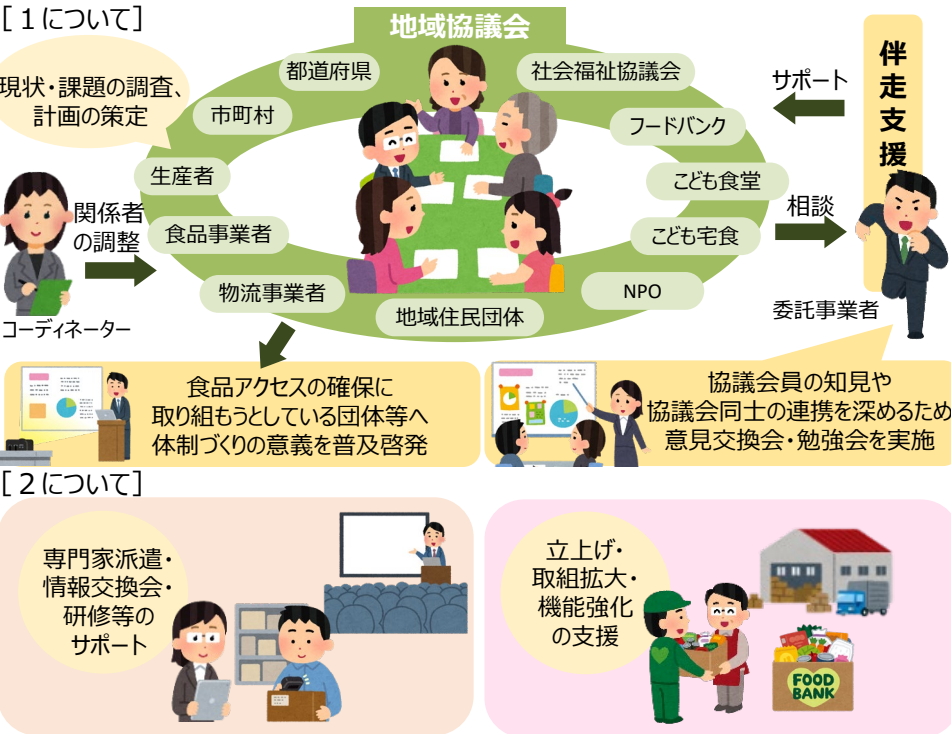
2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上や物品の管理、資金の運用等に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣や情報交換会、研修等によるサポートを実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



（1①アの事業）

（1①イの事業）

（1②、2①の事業）

（2②の事業）

未利用食品の取扱いを拡大・多様な食料へのアクセスを確保

フードバンク活動団体一覧について

- 食品企業の製造工程で発生する規格外品など、まだ食べられる未利用食品のフードバンクへの寄附を推進しています。
- 農林水産省では、以下のURLにおいて、フードバンク活動団体一覧を掲載しています。
- この一覧に掲載されていないフードバンクの皆様で、新たに掲載を希望される場合は、ご連絡をお願いします。

フードバンク活動団体一覧（令和7年6月6日時点、農林水産省ウェブサイト）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html>

表 フードバンク活動団体一覧(抜粋)

No	都道府県	市町村	フードバンク活動団体概要
1	北海道	札幌市	団体正式名称
			特定非営利活動法人 札幌市福祉生活支援センター（フードバンク札幌運営委員会）
			郵便番号
			001-0021
			住所
			北海道札幌市北区北21条西3丁目1番12号
			電話
			011-709-3510
			FAX
			011-726-7990
			メールアドレス
			foodbank-sapporo@fukushi-life.or.jp
			ホームページURL
			http://www.fukushi-life.or.jp
			基本理念
			「『もったいない』の心が生きる助け合い」をモットーに、フードバンク活動を通じて地域の「セーフティネット」を構築いたします。
			設立年（団体の設立年）
			2007年3月
			フードバンク活動の開始年
			2012年5月
			法人格の取得の有無
			有
			取扱品
			加工食品（常温）、農産物など
			受入の条件
			賞味期限が1週間以内であっても、賞味期限までの日数が残っているもの
			提供先
			児童養護施設、母子生活支援施設、シェルター、自立援助ホーム、障害者施設、生活困窮者支援団体、個人支援、炊き出し、老人施設、グループホーム、災害支援団体、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
			2019年度 食品取扱量（％）
			41
			うち他のフードバンクからの受入量（％）
			0
			2020年度 食品取扱量（％）
			57
			うち他のフードバンクからの受入量（％）
			0
			2021年度 食品取扱量（％）
			60
			うち他のフードバンクからの受入量（％）
			0
			うち野菜の取扱量（％）
			2.7
			時期・品目
			連年・玉ねぎ、ジャガイモ
			2022年度 食品取扱量（％）
			53
			うち他のフードバンクからの受入量（％）
			0
			うち野菜の取扱量（％）
			6
			時期・品目
			（連年・玉ねぎ・ジャガイモ・長いも）（豆・トマト）（秋・かぼちゃ）
			2023年度 食品取扱量（％）
			46.6
			うち他のフードバンクからの受入量（％）
			0
			うち野菜の取扱量（％）
			9.6
			時期・品目
			夏から秋（ジャガイモ・玉ねぎ・ピーマン・トマト・かぼちゃ・エンドウ豆）

No	都道府県	市町村	フードバンク活動団体概要
2	北海道	札幌市	団体正式名称
			特定非営利活動法人 フードバンク イコロさっぽろ
			郵便番号
			065-0024
			住所
			北海道札幌市東区北24条東8丁目1番20号/バズビル24 1F
			電話
			080-4865-4466
			FAX
			011-351-5569
			メールアドレス
			ikorsapporo@gmail.com
			ホームページURL
			foodbank-ikorsapporo.themedia.jp
			基本理念
			食品ロス削減と食のセーフティネットの構築。
			設立年（団体の設立年）
			2018年7月
			フードバンク活動の開始年
			2018年6月
			法人格の取得の有無
			有
			取扱品
			加工食品（常温）、農産物、卵
			受入の条件
			基本的に賞味期限が1ヶ月以上ある常温保存可能なもの。冷蔵品や冷凍品は要相談。
			提供先
			ひとり親世帯、生活困窮者、シェルター、子育て支援団体、障害者施設、炊き出し、老人施設、学習支援団体、子ども食堂、社会福祉協議会、生活困窮者相談窓口
			2019年度 食品取扱量（％）
			4
			うち他のフードバンクからの受入量（％）
			0.3
			2020年度 食品取扱量（％）
			24
			うち他のフードバンクからの受入量（％）
			0.3
			2021年度 食品取扱量（％）
			34
			うち他のフードバンクからの受入量（％）
			0.2
			うち野菜の取扱量（％）
			1
			時期・品目
			9月～11月 ジャがいも、玉ねぎ、カボチャ、大根、白菜
			2022年度 食品取扱量（％）
			54
			うち他のフードバンクからの受入量（％）
			0.7
			うち野菜の取扱量（％）
			1.6
			時期・品目
			8月～3月 ジャがいも、玉ねぎ、カボチャ、大根
			2023年度 食品取扱量（％）
			54
			うち他のフードバンクからの受入量（％）
			2.5
			うち野菜の取扱量（％）
			0.7
			時期・品目
			8月～3月 ジャがいも、玉ねぎ、カボチャ、とうもろこし

地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）

令和8年度予算概算要求額 2,426百万円（前年度 1,896百万円）の内数

＜対策のポイント＞

次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育の取組を加速化させるため、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進や、学校給食における地場産物等の活用促進のほか、新たに、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出の取組を支援するなど、食品安全等に関する消費者の理解醸成等の地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進します。

＜事業目標＞

次期食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の内容＞

1. 食育活動を推進する人材の育成・活用

地域で活躍する食育推進・農業体験リーダー等の育成を図るほか、食に関する民間資格を有する者を活用し、食育活動の促進につなげる取組を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信等、生産者と消費者との交流を促進する取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及

地場産物等を使用するための生産者とのマッチングや連携体制づくり、学校給食向け地場産物等の安定供給に向けた機械・設備等の導入等の取組を支援します。

5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催等の普及啓発を支援します。

7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

8. 地域農業・教育連携モデルの創出

生産者等が学校関係者等と連携して、農林漁業に関する教員研修・座学・体験機会の提供、学校給食における地場産物等の活用等を総合的に実現する計画の作成と、その計画に基づく「農林漁業教育」の実践を支援します。

＜事業イメージ＞

【参考】目標（第4次食育推進基本計画の目標のうち当省関連）

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

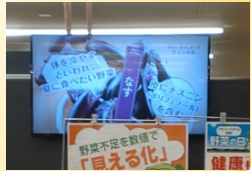
支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供

生産者と消費者との
交流イベントの開催

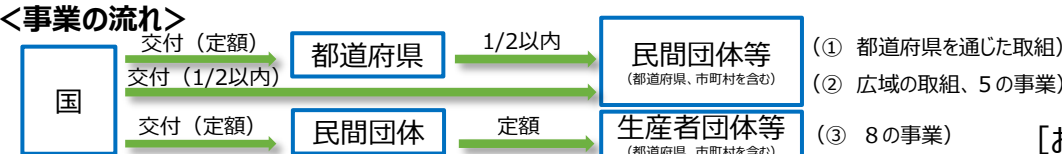
学校給食における
地場産物等活用

産地情報等の効果的な
発信に向けた技術実装



- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物等の活用促進 等

次期食育推進基本計画の目標の達成



＜対策のポイント＞

循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロス60%削減目標、リサイクル等実施率目標（小売65%・外食50%）の達成に向け、食品事業者をはじめ意欲ある様々な主体の知見・技術・ノウハウを活用し、食品ロス削減に資する取組や、食品リサイクルの効率化・ブランド化等の取組を推進します。また、食品企業の食品ロス削減等の取組を評価・開示する仕組みを構築します。

＜事業目標＞

- 2000年度比で事業系食品ロス量を60%削減（231万トン[令和5年度実績]→219万トン [令和12年度まで]）
- 食品リサイクル等実施率を向上（食品小売業63%[令和5年度実績]→65%、外食産業34%[令和5年度実績]→50% [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 食品ロス削減等推進事業

161百万円（前年度 16百万円）

① 食品ロス削減等モデル支援

食品ロス削減・食品リサイクル推進に資する、以下の取組の実証や横展開等を支援します。

- ・ 地域の関係者が連携した食品リサイクルの効率化・ブランド化、地域の未利用資源の活用に係る取組
- ・ 食品ロス削減に資するDX等の新たな技術の活用の取組
- ・ 食品企業が物流事業者等と連携して食品寄附をワンストップで行う取組

② 食品ロス削減展開支援

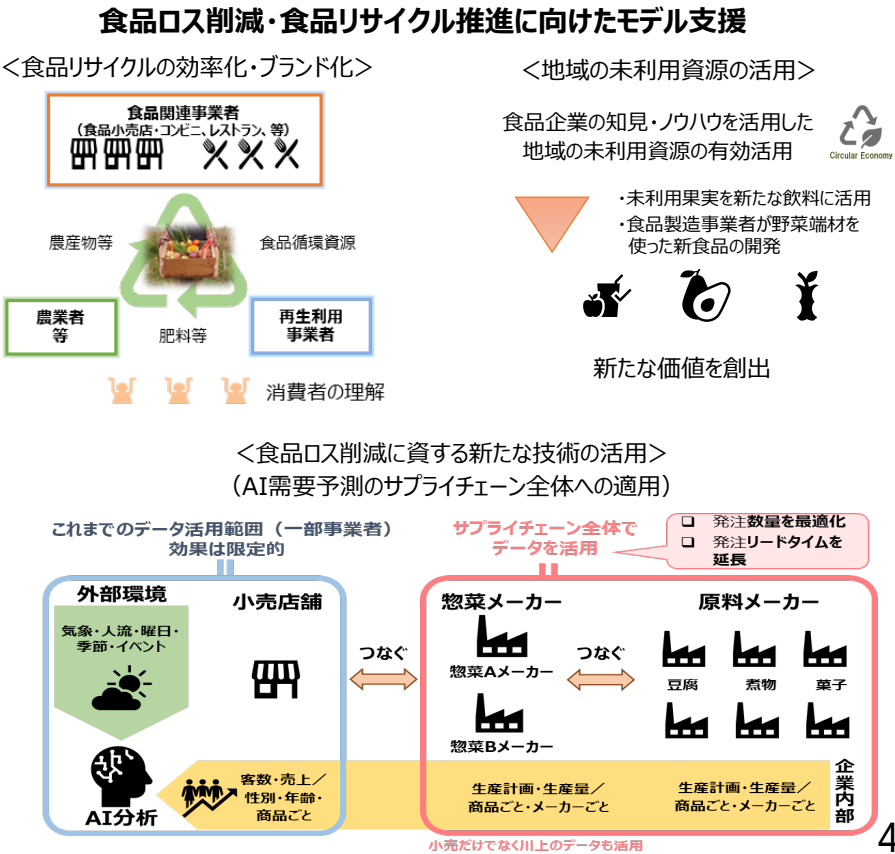
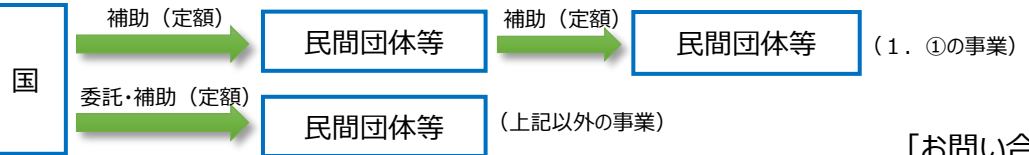
食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組や優良事例について、地方・中小企業を含めた業界全体に展開を図る活動を支援します。

2. 食品ロス削減調査等委託事業

35百万円（前年度 27百万円）

企業による食品ロス削減等の取組の評価・開示の仕組みの構築に向けた検討を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備、食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等の調査を実施します。

＜事業の流れ＞



75-9 農山漁村振興交付金のうち
都市農業機能発揮対策

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞
都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関係する取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業目標＞
都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業の流れ＞

国

民間団体、地域協議会等（1の事業）

民間団体、地域協議会、市区町村等（2の事業）

都道府県

民間団体、地域協議会、市区町村等（2の事業）

＜事業イメージ＞

都市農業アドバイザーの派遣

税・相続に関する講習会

都市住民への理解醸成や効果的な情報発信

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討

都市住民との交流促進

防災機能の維持・強化

● モデル支援型

農作業体験会の開催

マルシェ等の開催

防災訓練や防災兼用井戸の整備

● 都市農地創設支援型

農村ファンの拡大

環境負荷低減への取組

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設

＜各地域への波及＞

当該取組を通じ、課題や振興方策等ガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援。

貸借

都市農業者（担い手）

【お問い合わせ先】 農村振興局農村計画課（03-3502-5948）

政府備蓄米の無償交付(こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援)

背景・目的

○学校給食におけるごはん食の拡大を支援するための政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂やこども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援。

○これらに加え、新たにフードバンクも対象とし、その食育活動を支援します。

こども食堂・こども宅食(事業内容等)

〔こども食堂・こども宅食〕

(支援対象) ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組

(支援要件) 食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うこと

(支援上限) 団体ごとに一申請当たり600kg(年度内に合計5回の申請が可能)

〔申請方法〕

○委託機関(※)へ交付申請

※令和7年度委託機関：一般財団法人 日本穀物検定協会

・複数の提供団体(こども食堂等)を中間団体が取りまとめて交付申請書を提出することも可能です。
なお、その場合でも提供団体に対して政府備蓄米が直接交付されます。

フードバンク(事業内容等)

〔フードバンク〕

(支援対象) 食育活動を支援するフードバンク

(支援要件) ①法人格を有していること、②団体として1年以上の活動実績があること、③「食品寄附ガイドライン」に基づく食品の取扱いを行っていること、④地方公共団体と連携した取組を行っていることなど

(支援上限) 申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/5以内(50トンを上限)

〔申請方法〕

○委託機関(※)へ交付申請

※令和7年度委託機関：一般財団法人 日本穀物検定協会

事業スキーム



お問い合わせ先

申請様式等、詳しくはこちら ▶▶



担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

※上記以外の各都道府県(地域拠点)の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください